年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

徳島国民年金 事案678

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年3月まで

私は、20歳のときにA市区町村に店を開業したが、ちょうどその頃(昭和43年8月頃)にA市区町村、又は実家のあったB市区町村(現在は、C市区町村)役場において国民年金の加入手続をした。

その後、申立期間の国民年金保険料については、私が経営する店に来てくれていた集金人を通じて、毎月、納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の被保険者の資格取得状況から判断すると、A市区町村において、昭和48年1月以降に払い出されたものと推認され、その頃に国民年金への加入手続が行われたものと考えられるところ、当該時点において、申立期間のうち、43年8月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することはできない上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号の払出しは確認できず、A市区町村、及び申立人の実家があったC市区町村等へも照会したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の払出しは確認できないとの回答であった。

また、前述の昭和48年1月時点において、申立期間のうち、45年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料について過年度納付することは可能であったものの、A市区町村は、「当時、過年度分の国民年金保険料については取り扱っていなかった。」旨回答している上、申立人からは、当該期間に係る保険料を遡って過年度納付したことをうかがわせる具体的な供述も得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案679

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの期間及び同年10月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から61年3月まで

② 昭和61年10月から平成2年3月まで

私は、今まで家賃や公共料金の支払いを滞納したことが無く、申立期間①及び②に係る国民年金保険料についても、役場から送付されてきた納付書により定期的に支払っていたにもかかわらず納付済期間とされていない。

納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村及びB市区町村作成の国民年金保険料収滞納一覧表のいずれにも、申立期間①及び②に係る国民年金保険料が納付された事実は記録されておらず、不自然に記録訂正された形跡も認められない上、C市区町村に照会しても、同市区町村において、申立人が申立期間①中に国民年金に加入していた事実は確認できないなど、申立期間①及び②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、C市区町村役場の窓口及びB市区町村内のD金融機関でそれぞれ定期的に納付していたと主張しているものの、申立期間①は16月、申立期間②は42月に及び、これだけ長期間にわたって、複数の行政機関及び金融機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた ものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年7月まで

私は、申立期間当時、A事業所の経営する店舗において店長等として 勤務していた。在職中に結婚し、子供が生まれたとき、健康保険被保険 者証を所持していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険の被保険者記録等から判断する と、申立人が申立期間において、A事業所で勤務していたことが推認でき る。

しかし、適用事業所名簿において、A事業所は昭和54年2月14日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間において適用事業所であったことを確認できない上、申立人が記憶する複数の同僚は、「A事業所は、当時、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険を控除されていなかった。」と供述しているところ、申立期間に係るオンライン記録によると、i)A事業所のものと推認される雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii)当該同僚のうち一人及び代表取締役は、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役へ文書照会したが回答は得られない。

さらに、申立期間当時、A事業所の系列本部であったとされるB事業所 (現在は、C事業所)について、申立人及び複数の同僚は、「A事業所とB 事業所は別会社であった。」と供述しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、申立人及び前述の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、C事業所は、申立事業所に係る人事記録等の資料を保管していないなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案746

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年1月1日まで

② 昭和47年10月21日から48年7月1日まで

③ 昭和52年1月1日から53年1月1日まで

私がA事業所に勤務した期間のうち、申立期間①については、昭和44年10月に結婚して家族手当をもらい始めたのに標準報酬月額が上がっておらず、逆に下がっていることに納得できない。

申立期間②については、当時、給与が下がったことはないはずである。 標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

申立期間③については、昭和50年5月にA事業所B営業所において所長代理に昇格し、役職手当が一月当たり約2万5,000円から3万円上がったはずなのに、当該手当が標準報酬月額に反映されていないように思われ、納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申立てているが、申立期間①、②及び③に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A事業所は、「全ての申立期間に係る給与賃金台帳等の関連資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①、②及び③における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、全ての申立期間当時、申立事業所の管理部門責任者であった者は、「会社の管理、経理部門はしっかりしており、特に私が責任者となってから、誤りは無いはずである。」と供述している上、申立事業所の複数の同僚から聴取しても、A事業所及び同社各支店に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなど不自然な形跡は無く、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、申立期間③については、申立事業所が加入するC健康保険組合及びD厚生年金基金の標準報酬月額の記録とも一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が所持する給与明細書及び同僚から提出された給与明細書について、いずれも申立期間のものではないことが推認又は確認されるものの、当該明細書に記載された保険料控除額は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額に見合う保険料控除額であることが確認できる。

徳島厚生年金 事案747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年6月1日まで 申立期間当時は、A市区町村にあったB事業所でC業務員として勤務 していた。事業主の氏名等は思い出せないが、勤務していたことは確か なので調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、 申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録において、申立事業所が 厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、商業登記簿において、申立事業所について確認することができない上、申立人は、申立事業所は個人経営の店舗であったと供述していることなどから判断すると、申立事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所に該当していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は事業主及び同僚などの氏名等を記憶していないため、 これらの者に照会することができないことから、申立期間に係る勤務実態 及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得ら れない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資 料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。